

令和7年1月24日

保護者様

津島高等学校附属中学校

食物アレルギーに関する調査について

本校の給食は、津島市の学校給食センターからの提供となります。そのため、学校において毎年お子様方の食物アレルギーの実態を把握させていただく必要があります。

津島市の学校給食における食物アレルギー対応については、国や県の指針に従い、安全性を最優先とするため、自分でアレルゲンを取り除いて食べる「自己除去」はできず、アレルゲンを含む料理を食べることはできません。また、アレルゲンを確認する等の配慮が必要な場合は、「学校生活管理指導表」の提出が必ず必要です。

来年度、津島市の学校給食における食物アレルギー対応方法については、主に以下の方法があります。(微量混入の可能性は完全には排除できません。)

対応等	内容
飲用牛乳対応	乳アレルギー症状のある生徒に対し、飲用牛乳を除去します。 牛乳代金は、年度末にまとめて返金します。
除去食対応	卵・乳で食物アレルギーを発症する生徒に、アレルゲンを含む食品を加えない料理を提供します。 (例) ・かきたま汁の卵を除去し、すまし汁を提供する。 ※ただし、卵焼きなど、除去することができない料理は除去食を提供できませんので、無配膳対応となります。
無配膳対応	主食・飲用牛乳・副食において、アレルゲンを含むものは配膳（提供）しません。
一部弁当持参	除去食による食物アレルギー対応ができないことにより、提供されない（無配膳となる）主食や飲用牛乳に代わる飲み物、副食を家庭から持参する対応です。
完全弁当持参	学校給食の提供が困難である対象者※において、毎日弁当を持参していただきます。 ※調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや注意喚起表記（食品表示法）程度の混入でアレルギー症状を発症する、原因食品が多品目である、食器や調理器具の共用ができない、油の共用ができない、などの場合です。
成分表配布	食物アレルギー対応を希望する保護者等に主食及び副食に含まれるアレルゲンのうち、特定原材料及び特定原材料に準ずるものの有無がわかる成分表を配付します。

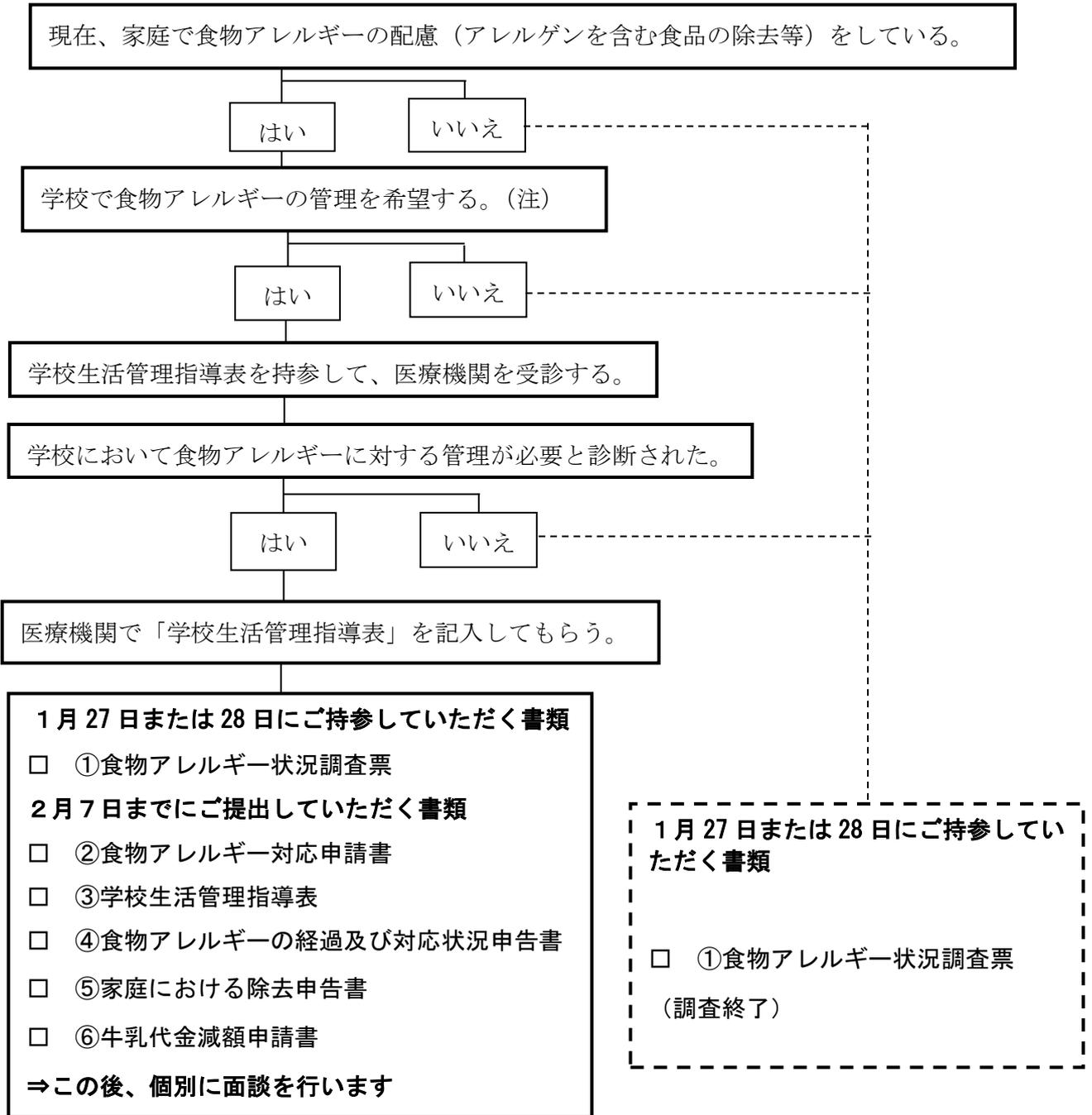
つきましては、次頁のフローチャートをご確認いただき、別紙「**食物アレルギー状況調査票**」に必要事項をご記入の上、1月27日(月)・28日(火)の入学確約書のご提出時にお持ちください。

なお、今年度の2学期以降に小学校に提出されている場合は、小学校もしくは、校区の中学校から引き戻したものを提出いただいてもかまいません。

内容についてご不明な点等がございましたら、お手数ですが下記までご連絡ください。

連絡先：0567-28-4158（津島高校 附属中学校担当 高羽）

食物アレルギーに関する書類の提出について（フローチャート）



(注)【学校での食物アレルギーの管理について】

学校給食（給食の時間）、食品を扱う授業や活動、体育・部活動等運動を伴う授業や活動、校外活動（特に宿泊を伴う校外活動）等において、誤食を防止したり、体調の変化に応じた対応をしたりする必要があり、対応のための取組を行う場合を指します。

学校給食でアレルゲンの確認が必要な場合や、エピペン®を処方されている場合は、学校での対応が必要となりますので、「学校生活管理指導表」の提出を必ずお願いします。

また、食物アレルギー対応に関する委員会等において、学校での食物アレルギーの管理が必要であると判断された場合は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出をお願いすることもあります。